

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件

平成十五年九月三十日  
財務省告示第六百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で国又は地方公共団体以外の者に対し利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのもの並びに同条に規定する証する書類を発行すべき者を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

財務大臣が指定する独立行政法人は別表の第一欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する登記又は登録は当該独立行政法人が自己のために受ける同表の第三欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する者は同表の第四欄に掲げるものとする。

| 名称                             | 根拠法  | 登録免許税法（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録  | 登記規則第四條の六の六の規程が指定する財務大臣 |
|--------------------------------|--|--|-------------------------|
| 国立航空研究開発法人<br>宇宙航空研究開発法人<br>機構 | 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 一 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録<br>二 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 文部科学大臣                  |
| 国立研究開発法人<br>海洋研究開発機構           | 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 一 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録<br>二 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 文部科学大臣                  |
| 国立研究開発法人<br>科学技術振興機構           | 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 一 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録<br>二 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 文部科学大臣                  |
| 国立研究開発法人<br>情報通信研究機構           | 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 一 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録<br>二 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 総務大臣                    |
| 国立研究開発法人<br>日本原子力研究開発機構        | 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 一 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録<br>二 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 文部科学大臣                  |
| 国立研究開発法人<br>農業・食品産業技術総合研究機構    | 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 一 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録<br>二 国（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録 | 農林水産大臣                  |



